

兵庫県公報

平成26年10月28日 火曜日 第 2641 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成26年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 指定居宅サービス事業者の指定の取消し（介護保険課）	3
○ 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（同）	3
○ 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（農地整備課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	11
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	14
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	15
○ 道路の位置指定（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	15
公 告	
○ 入札公告（産業政策課）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
○ 同 上（同）	19
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	19

告 示

兵庫県告示第923号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成27年2月8日（日）：神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市、洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神 戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1—63
姫 路	兵庫県立大学姫路工学キャンパス	姫路市書写2167
西 宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊 岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠 山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲 本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続の際に同規則第57条第2項又は第2項の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成26年11月初旬から配布する。

イ 受付期間

平成26年12月5日（金）から同月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成26年12月15日（月）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は下記ホームページを確認すること。

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

イ 受付期間

平成26年12月2日（火）午前9時から同月12日（金）午後5時まで

(3) 手数料

- | | | |
|---|------------|--------|
| ア | 甲種危険物取扱者試験 | 5,000円 |
| イ | 乙種危険物取扱者試験 | 3,400円 |
| ウ | 丙種危険物取扱者試験 | 2,700円 |

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 可否の発表

合格者の受験番号を平成27年3月3日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号 協和ビル5階
一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第924号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

訪問介護

事業（開設）者名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
社会福祉法人豊友会	「いろは」ヘルパーステーション	豊岡市戸牧500	平成26年10月10日



兵庫県告示第925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

介護予防訪問介護

事業（開設）者名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
社会福祉法人豊友会	「いろは」ヘルパーステーション	豊岡市戸牧500	平成26年10月10日



兵庫県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））西治地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

市 町	大 字	字	地番	地目	用途	地積（㎡）	特に減ずる地積（㎡）

神崎郡福崎町	西治	八反町	6	田	田	1,855	30.04
同	西治	八反町	10	田	田	1,317	28.81
同	西治	八反町	11	田	田	1,176	53.78
同	西治	八反町	12	田	田	1,109	6.00
同	西治	八反町	14	田	田	1,366	12.03
同	西治	八反町	16	田	田	655	14.31
同	西治	八反町	18	田	田	913	4.94
同	西治	東新田	22-1	田	田	1,342	7.26
同	西治	中新田	53	田	田	691	26.12
同	西治	中新田	57-1	田	田	745	13.32
同	西治	中新田	63	田	田	1,050	30.23
同	西治	中新田	65-1	田	田	738	16.62
同	西治	中新田	67	田	田	1,214	41.20
同	西治	中新田	71	田	田	535	34.24
同	西治	中新田	73	田	田	1,261	41.21
同	西治	西新田	84	田	田	1,062	5.75
同	西治	西新田	87-1	田	田	707	11.59
同	西治	西新田	89	田	田	781	33.97
同	西治	西新田	90	田	田	597	31.74
同	西治	西新田	92-1	田	田	1,173	6.35
同	西治	西新田	93	田	田	471	10.21
同	西治	西新田	94	田	田	299	9.57
同	西治	西新田	95	田	田	870	43.14
同	西治	西新田	98-1	田	田	919	41.60
同	西治	下新田	121	田	田	723	22.53
同	西治	下新田	122	田	田	1,323	22.29
同	西治	下新田	123	田	田	878	4.75
同	西治	下新田	125-1	田	田	1,312	7.10
同	西治	下新田	147-2	田	田	403	7.02
同	西治	下新田	149	田	田	963	15.25
同	西治	下河原	151	田	田	654	17.06
同	西治	下河原	155-1	田	田	880	3.13
同	西治	下河原	159-1	田	田	1,010	14.98
同	西治	下河原	160-2	田	田	370	21.72

同	西治	下河原	161-1	田	田	715	13.42
同	西治	下河原	166-1	田	田	539	9.59
同	西治	下河原	168	田	田	303	8.12
同	西治	下河原	172-1	田	田	1,342	46.92
同	西治	下河原	181	田	田	760	4.11
同	西治	下河原	192-1	田	田	1,290	6.98
同	西治	下河原	193-1	田	田	1,058	21.55
同	西治	下河原	195-1	田	田	2,412	14.87
同	西治	下河原	199-3	田	田	517	11.00
同	西治	茶ノ木筋	206-1	田	田	1,570	14.31
同	西治	茶ノ木筋	209-1	田	田	1,181	5.00
同	西治	茶ノ木筋	211	田	田	1,147	23.17
同	西治	茶ノ木筋	212	田	田	813	10.85
同	西治	茶ノ木筋	215	田	田	651	3.52
同	西治	茶ノ木筋	217	田	田	2,240	30.44
同	西治	茶ノ木筋	218-1	田	田	1,427	15.94
同	西治	後家屋敷筋	220-1	田	田	1,165	27.60
同	西治	後家屋敷筋	229	田	田	1,115	23.33
同	西治	後家屋敷筋	234-1	田	田	496	2.68
同	西治	後家屋敷筋	239-1	田	田	674	37.54
同	西治	後家屋敷筋	245-1	田	田	713	3.86
同	西治	後家屋敷筋	249-1	田	田	1,893	18.87
同	西治	後家屋敷筋	250-1	田	田	1,172	6.34
同	西治	後家屋敷筋	254-1	田	田	1,595	8.63
同	西治	後家屋敷筋	255	田	田	901	28.23
同	西治	後家屋敷筋	260	田	田	1,082	15.12
同	西治	後家屋敷筋	264	田	田	419	25.79
同	西治	後家屋敷筋	266-1	田	田	897	12.09
同	西治	江橋	267-1	田	田	1,454	14.17
同	西治	江橋	268-1	田	田	666	30.58
同	西治	江橋	269	田	田	666	19.65
同	西治	江橋	270-1	田	田	1,463	11.94
同	西治	江橋	272-1	田	田	759	10.26
同	西治	江橋	273-1	田	田	506	10.31

同	西治	江橋	275-1	田	田	1,468	17.39
同	西治	江橋	288-1	田	田	1,462	16.44
同	西治	江橋	296	田	田	1,289	25.21
同	西治	江橋	297-1	田	田	2,002	23.46
同	西治	江橋	308	田	田	2,770	18.35
同	西治	江橋	316-1	田	田	927	9.35
同	西治	東河原	323	田	田	2,011	15.00
同	西治	東河原	324	田	田	668	10.38
同	西治	式反田	376	田	田	1,238	6.70
同	西治	中村	622-1	田	田	801	8.44
同	西治	下代ノ上ミ	635-1	田	田	741	4.01
同	西治	下代ノ上ミ	642-3	田	田	408	9.51
同	西治	下代ノ上ミ	644-1	田	田	813	8.87
同	西治	下代ノ上ミ	645-1	田	田	217	3.82
同	西治	下代ノ上ミ	650	田	田	860	7.36
同	西治	下代ノ上ミ	656-3	田	田	264	12.94
同	西治	下代ノ下モ	663	田	田	474	7.67
同	西治	下代ノ下モ	664-1	田	田	743	10.32
同	西治	下代ノ下モ	669-1	田	田	892	19.45
同	西治	下代ノ下モ	672-1	田	田	1,392	14.46
同	西治	下代ノ下モ	673-1	田	田	1,618	8.76
同	西治	赤坂	929-1	田	田	814	11.32
同	西治	赤坂	947	田	田	242	4.30



兵庫県告示第927号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
姫路市安富町皆河字向山977の27から977の33まで、977の43から977の45まで、977の60から977の63まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山977の27・977の31・977の32（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第928号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
姫路市安富町皆河字アワシ92の34から92の36まで、92の38から92の40まで、92の42、92の43、92の45、92の114から92の116まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アワシ92の35・92の36・92の43・92の114・92の115(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第929号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市奥山字北谷534
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹

波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市大山宮字古坂坪183、184、193、1068の1、1068の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古坂坪183・193（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町北岡本字籠畑1096、1097、1098の1、1098の2、1099、1100（次の図に示す部分に限る。）、字サギ谷1089から1095まで、市島町上垣字向山2268の1、2271の1、2271の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字籠畑1098の2、1096・1097・1098の1・1099（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字サギ谷1095、1093・1094（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字向山2271の1・2271の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市山東町三保字東山3020の3（次の図に示す部分に限る。）、字柳坪399
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山3020の3・字柳坪399（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第933号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地
工場長 辻 井 秀 夫
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設	33号ロ 水洗施設
能	力	172kg／回	40m／分
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	8時～翌8時 2時間

使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	1未満	1未満	7	6.5~7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	900,000	1,000,000	3	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	257,000	286,000	3	5
	浮遊物質 (単位 mg/L)	—	—	3	5
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	15	25
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	10	20
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.07	0.11	4	6	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月28日から同年11月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第934号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
常務取締役本社工場長 安東 誠
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の2イ 洗浄施設
能	力	300L/時
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設

使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時 10時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5～7	5～8
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20	30
	浮遊物質 (単位 mg/L)	50	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	20
	りん含有量 (単位 mg/L)	2	4
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1以下
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.5	0.5

備考 他工程水を減少させるため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月28日から同年11月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第935号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成26年兵庫県告示第820号により指定した区域のうち、川西市火打1丁目305番、307番、312番、316番2、319番の一部、329番、330番、331番の一部、333番1、334番、342番4、348番、349番、357番1、357番4の各全部並びに268番1、268番3、320番、322番、340番1、342番1の各一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びにベンゼン



兵庫県告示第936号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)創造空館 代 浅田 弘一	神戸市東灘区本庄町1 —16—14—204	特—21 第216974号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年7月31日
西菱エンジニアリ ング(株) 代 西原 幸夫	同 市兵庫区和田宮通 7—1—14	般—23 第105716号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月25日
(株)山本組 代 山本 清美	同 市長田区滝谷町3 —10—1	特—22 第104163号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月1日
(有)ウッディハウス 田中工務店 代 田中 佐知子	同 市西区伊川谷町潤 和北横尾238—23	般—24 第113861号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年3月18日
(株)武庫之荘グリー ン 代 村山 俊広	同 市武庫之荘東1— 8—25	般—22 第218071号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月12日
池田建設(株) 代 池田 哲郎	尼崎市上ノ島町1—20 —13	般—23 第218336号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年2月11日
準工業 代 飛矢 準人	同 市東灘波町3—23 —5	般—23 第217316号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
竹本工業 代 竹森 義広	同 市額田町4—20	般—24 第213778号	一般	とび・土工工事業、鋼 構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月24日
高山建設(株) 代 松岡 美枝	同 市道意町3—2	般—26 第215853号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
(株)アイム 代 趙 弘済	同 市上ノ島町2—2 —22	般—26 第216726号	一般	とび・土工工事業、石 工事業、鋼構造物工事 業、ほ装工事業、しゅ んせつ工事業、水道施 設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年8月1日
J・K工業 代 甲斐田 順次	同 市御園3—20—3	般—25 第216859号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月4日
(株)カミヤ商事 代 上谷 依子	西宮市寿町5—16	般—22 第217290号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年3月31日
西清建設 代 西垣 哲夫	伊丹市奥畑1—94	般—25 第301891号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月1日
大誠建設 代 大久保 誠	宝塚市口谷西2—10— 22—201	般—23 第301655号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月6日
新井工業所 代 新井 清史	川辺郡猪名川町つつじ が丘3—1—4	般—23 第302253号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
(株)桶菱電産 代 桶川 賢三郎	加古郡稲美町六分一 1314—3	般—22 第407064号	一般	建築工事業、電気工事 業、管工事業、消防施 設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年3月31日
(株)昭和建設工業 代 文山 健次	加古郡播磨町宮西1— 11—2	般—24 第404646号	一般	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年8月31日
(株)山高産業 代 高井 敏之	小野市万勝寺町853— 4	般—25 第353613号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年8月5日
松本電機商会 代 松本 總三	加東市梶原332—4	般—22 第350993号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日

広鉦技建(株) (代)占部 教之	姫路市広畑区长町1-12	特-23 第457426号	特定	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、塗装工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年7月1日
杉崎建設 (代)杉崎 功	同 市町田139-1	般-25 第460524号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月13日
榊福原組 (代)福原 督之	同 市大津区真砂町25	般-25 特-23 第450396号	一般 特定	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 ほ装工事業、しゅんせ つ工事、水道施設工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
信英建設(株) (代)巖 輝久	相生市垣内町7-29	般、特-21 第550835号	一般 特定	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年8月28日
ディエムカンパニ ー(有) (代)濱松 淳	豊岡市幸町4-12	般-21 第651262号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年2月28日
柴田電工 (代)柴田 旬也	朝来市和田山町野村 266-1	般-25 第601165号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月1日
秋山瓦店 (代)秋山 佳男	美方郡香美町香住区七 日市208	般-24 第700609号	一般	屋根工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年6月10日
新開電設 (代)阿部 新一	丹波市春日町国領772 -1	般-22 第751657号	一般	電気工事業、管工事 業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年6月13日
辰岡電工 (代)辰岡 良洋	南あわじ市神代社家 1410	般-21 第801854号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 電気工事業、管工事 業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゅんせ つ工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月7日



兵庫県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年10月28日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	篠山市火打岩字中ノ坪134番から 同 市奥畑字井根床4番1まで	旧	5.0から 13.0まで 5.0から 9.0まで	122.0 106.0	一部 予定地
		新	5.0から 9.0まで	106.0	



兵庫県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月28日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区高津字中ノ平ル1861番 1から	旧	14.0から 20.0まで	54.0	
	同 郡同 町村岡区高津字中ノ平ル1865番 1まで	新	17.0から 22.0まで	54.0	



兵庫県告示第939号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
中山下(2)	朝来市		佐 囊	中山下	994番1の一部、995番1の一部、996番の一部、998番の一部、999番、1000番1の一部、1000番2の一部、1007番の一部、1008番1の一部、1010番1の一部、1010番2の一部、1011番の一部、1014番の一部、1015番1の一部、1020番の一部、1020番2の一部、1020番6の一部
				老中山	256番2の一部、257番1の一部、258番の一部、258番1の一部、258番2



兵庫県告示第940号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番

金 屋	美 方 郡	新温泉町	金 屋	屋 敷	5 番の一部、6 番の一部、9 番の一部、10 番 1 の一部、11 番 1 の一部、12 番の一部、21 番の一部、22 番の一部、23 番、24 番 1 の一部、28 番 1 の一部、29 番の一部、30 番 1 の一部、5 番地先の道路敷の一部、24 番 1 地先の道路敷の一部、12 番地先の水路敷の一部
				瀬 戸	299 番12から299 番17までの各一部



兵庫県告示第941号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成26年11月6日（木）午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場所
姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎 4階401会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社クラストホーム
代表者氏名 藤 本 騎 士
事務所所在地 姫路市南町7番2
免 許 番 号 兵庫県知事(2)第451246号
免 許 年 月 日 平成25年6月30日



兵庫県告示第942号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26東播位置 0002号	26. 10. 8	加古郡稲美町国安字度忠962番1の一部、966番1の一部、967番1の一部、962番1地先水路	5.35	36.82



兵庫県告示第943号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H26丹波位置 0003号	26. 10. 14	丹波市氷上町石生字八ノ坪2293番の一部、 2293番地先水路	6.00	109.90
-------------------	------------	------------------------------------	------	--------

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年10月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
県立ものづくり大学校ほか8施設で使用する電気
予定数量 2,183,385キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4946
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

平成26年10月28日(火)から同年11月13日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 担当 伊藤
電話 (078) 341-7711 内線3512

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年10月29日(水)から同年11月13日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成26年12月17日(水)午前10時から
場所 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成26年12月16日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年12月15日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年11月13日(木)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決

され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 2,183,385kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 16, 2014 by direct delivery

17:00 December 16, 2014 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ito, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 362-3311



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市末広三丁目632番1、633番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町868番地の1

有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮下源一郎

3 許可年月日及び許可番号

平成26年5月22日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1－3号（26三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町中村字寺東131番2の一部、170番6、186番2、131番2地先里道水路、186番2地先里道同 市龍野町中村字前田215番2、216番2、216番7、216番13、216番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目2番22号
株式会社アカシカ住宅 代表取締役 赤鹿嘉保
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年9月10日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－41－2号（25たつの）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第345号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本哲夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
平成26年12月1日（月）から同月5日（金）までの5日間
 - イ 追加取得講習
平成26年12月4日（木）及び同月5日（金）の2日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習、追加取得講習ともに、12月5日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11

条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年11月4日(火)から同月14日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下「生活安全課」という。)の警備業担当係

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、生活安全課の警備業担当者及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 生活安全課の警備業担当係

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166